

仕 様 書

- 1 件名
公用車車両管理委託業務
- 2 管理車両台数
139台 別紙一覧のとおり
- 3 委託業務の内容
 - (1) 継続車検整備（道路運送車両法第58条の2及び第62条に係る検査）
 - (2) 法定点検整備（道路運送車両法第48条に係る定期点検整備）
- 4 履行期間
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- 5 履行方法
 - (1) 受託者は、継続車検整備対象車両および法定点検整備対象車両を整備月の2ヶ月前に委託者に書面にて通知する。
 - (2) 受託者は、整備月の前月の15日までに別紙一覧に記載の車両管理課と整備、点検日の調整を行うこと。
 - (3) 車両は受託者が引き取ることとし、整備、点検が完了したら受託者は遅滞なく車両管理課に車両を返還することとする。
 - (4) 整備、点検の際に追加整備が必要となった場合は、委託者にその旨を確認した後に整備を行うものとし、費用は別途請求するものとする。ただし消防本部、環境清掃課の管理車両は、車両管理課に確認、費用請求をするものとする。
- 6 委託料
 - (1) 委託料には、継続検査整備・法定点検整備の際の印紙代、引取納車費、車検代行料、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税を含むものとする。
 - (2) 継続検査整備・法定点検整備の際に追加整備が必要となった場合の費用、事故や故障の修繕費は、委託料には含めないものとする。
 - (3) 委託料は、月単位での請求も可能とする。
 - (4) 契約の中途に法令の改正又は自動車損害賠償責任保険料の変更により受託者の費用負担が増加した場合は、その増加分を委託者に請求できるものとする。

7 中途解約

- (1) 契約の途中で管理車両の一部を解約する場合は、委託者は、解約を希望する月の前月末日までにその旨を受託者に伝えることで中途解約できるものとする。
- (2) 委託者が中途解約をしたときには、解約料として対象車両の1ヶ月分の委託料を受託者は請求できるものとする。
- (3) 委託者が中途解約をしたときに、対象車両の管理業務にかかわる費用、公租公課等で受託者が立替えた金額から委託者がすでに受託者に支払った委託料を控除した残額（以下「精算金」という。）が生じたときは、受託者は精算金を委託者に請求できるものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方協議のうえ定めることとする。